平成２６年（フ）第９２５号
名古屋市南区内田橋２丁目32番14号
債務者　株式会社エスペランサ
代表者代表取締役　野尻　将之
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
愛知県豊橋市駅前大通１丁目77番地１
債務者　有限会社パドゥシャ
代表者代表取締役　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８９号
徳島市安宅１丁目７番２－３
債務者　株式会社コスモ・ニューコーポレーション
代表者代表取締役　佐藤　保彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前10時
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６６号
愛媛県四国中央市三島金子１丁目６番10号、住民票上の前住所東京都港区六本木７丁目４番６－505号
債務者　森実　保定
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　破産債権の届出期間　平成26年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２２２号
神奈川県平塚市めぐみが丘２丁目２番５号
債務者　中村　美紀
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城田　孝子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３０号
神奈川県小田原市前川946番地の１
債務者　内田　清和
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　裕
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８３号
岡山県岡山市東区浅越782番２　Ｂフォレスト Ⅵ105号室、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町福田甲292番地３
債務者　宮下　正明
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８５号
香川県小豆郡小豆島町福田甲237番地１
債務者　宮下　知之
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７３号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目10番20号ビーアレイド401号
債務者　富高　和秀
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６号
青森県八戸市柏崎４丁目１番１号　第３やまね荘２号
債務者　平野まさゑ
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
青森県八戸市大字白銀町字北外ノ沢23番地29
債務者　臼田　千秋
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
青森県三戸郡階上町大字道仏字野附窪６番地77
債務者　城下　寛美
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３号
松江市天神町15番地　ウィステリア天神302
債務者　中島みつ子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８６号
札幌市白石区南郷通14丁目南３番５－202号
債務者　松下　洋二
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　忠之
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
茨城県稲敷市時崎233番地53　中村方
債務者　長谷川新一
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤　　寛
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係